

答申事項 1

本市の総合計画のあり方について

(1) - 1 総合計画の役割・位置付けについて

< 策定の目的 >

総合計画の策定については、法的な策定義務が廃止されたものの、生駒市の将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すため、今後もまちづくりの基本指針として必要であると考えことから、引き続き策定することとする。

< 計画の役割と位置付け >

従来は、計画体系の中で基本構想と基本計画の役割が明確でなかったが、次期総合計画からは、計画体系を整理し、基本構想を「生駒市のビジョン」、基本計画を「行政運営のプラン」と位置付け、それぞれの計画の役割を明確化する。

◆基本構想は、地域を構成する市民、事業者、行政等全ての主体が共有する生駒市のまちの将来ビジョンを描くとともに、その将来ビジョンを実現するためのまちづくりの指針となるもので、普通地方公共団体が実現を目指す構想と位置付ける。

◆基本計画は、市長が任期期間において、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、行政分野ごとに目標とする目指す姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもので、自治体経営を進める上で指針となる行政の取組計画と位置付ける。

総合計画	位置付け	役割
基本構想	生駒市のビジョン (普通地方公共団体が目指す構想)	市民、事業者、行政が協働してまちづくりを行う指針となるもの (市長改選の影響が少ない)
基本計画	行政運営のプラン (行政が取り組む計画)	市長が任期中に基本構想で目指すまちづくりを進めるために、分野ごとに目標とするまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもの (市長改選の影響がある)

(1) - 2 総合計画の構成について

総合計画の構成は、従来の3層から簡素化を図り、基本構想と基本計画のみの2層とする。

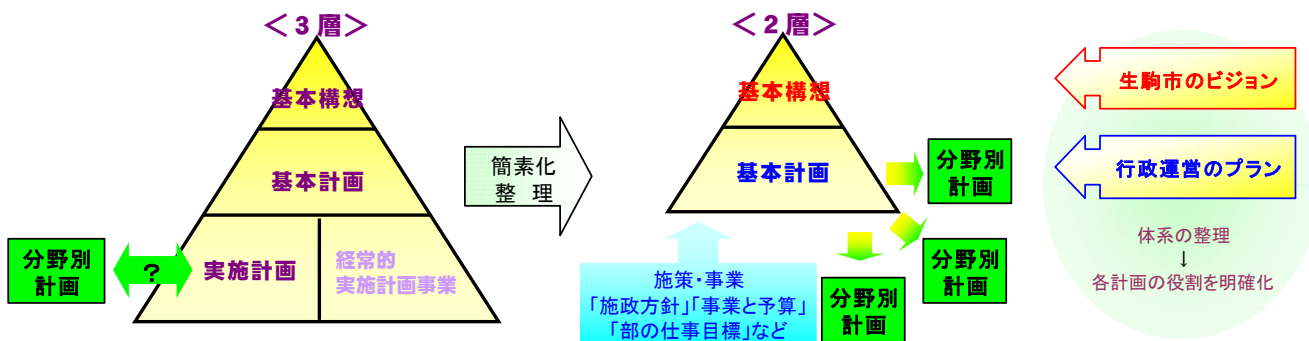
◆構成の見直しについて

- ① 生駒市におけるまちづくりの最高規範である自治基本条例の第19条第1項において、「基本構想及びそれに基づく基本計画を総合計画という。」と定義されていること。
- ② 実施計画については、従来から一定の事業費以上の事務事業に限定して策定してきた計画であり、全分野をカバーする総合計画の最下層を構成する計画とはなっていない現状(28分野/51分野)にあったこと。
- ③ 基本計画の計画期間を後述のとおり5年から4年に短縮するにより実施計画の計画期間(3年)と大部分が重複すること。
- ④ 従来、実施計画と分野別計画(都市計画マスタープランやハートフルプランなど)との整合性について明確ではなかったが、自治基本条例(第19条第2項「市は、行政分野ごとの計画については、総合計画(基本構想と基本計画)に即して策定するものとする。」)に基づいて分野別計画の役割分担を明確にするため、総合計画の統制が働くよう、実施計画の直下ではなく総合計画(基本構想と基本計画)と直に連動するよう位置付けるため。

⑤ 社会経済状況の急激な変化に即応するため、より適宜適切なタイミングで事業を企画立案し、予算編成プロセスを簡素化し、実施に向けてスピーディに着手することで、事業実施までのコスト縮小（毎年度ローリング方式での策定に係る業務負担や時間的コスト）と事業成果を効果的に発揮できるよう、実施計画を廃止することとする。

なお、この構成の変更に伴い、これまで事業実施の可否を判断するために、予算査定の前裁きとして機能してきた実施計画がなくなるため、代替の制度として、新規事業等について実施の可否を判断する行政内部の仕組みを新たに作って対応することとする。

総合計画の新たな構成



(2) - 1 計画期間について

◆基本構想は、その役割を「生駒市のビジョン」と位置付けたことから、市長改選による計画の変更は生じにくいものとなり、長期に目指すまちづくりの方向性を示す普遍的な計画と位置付けられることから、計画期間を従来よりも長期に設定する（10年以上）など、次期構想の策定時に再検討することとする。

◆基本計画は、その役割を「行政運営のプラン」と位置付けたことから、市長が掲げたマニフェストを計画に反映させることで、計画の実効性を高めるために、計画期間（行政サイクル）を市長任期（政治サイクル）に一致させて4年毎とする。

総合計画	計画期間	次期計画の期間
基本計画	4年	後期基本計画：平成26年度～平成29年度

(2) - 2 策定期期について

◆基本計画は、「行政運営のプラン」と位置付けることから、次期基本計画の策定については、市長改選時までに計画のスタイルや構成について総合計画審議会において検討し、来年の市長改選後に重点分野の設定など市長マニフェストに基づいた計画案の見直しを行い、パブリックコメントの実施を経て、平成26年議会において議決を得て、計画を策定することとする。

総合計画	次期計画の策定期期
基本計画	①平成24年度の検証作業終了後に、計画のスタイルや構成などを年内目途に作成。 ②年明けから具体的な計画の素案づくり。市長改選後にマニフェストに基づく見直し。 ③平成26年議会で議決を得て、後期基本計画を策定。